



発行 東京都

目次

告示

- 公共測量の実施……（都市整備局都市基盤部調整課）…一
  - 建築基準法による道路位置の指定……………
  - …（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…一
  - 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…一
  - 都道の区域変更（三件）……………（建設局道路管理部路政課）…二
  - 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………（建設局道路管理部監察指導課）…六
- 公 告
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………（生活文化局都民生活部地域活動推進課）…七
  - 特定非営利活動法人の仮認定……………（同）…八
  - 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…八
  - 東京都指定排水設備工事事業者の変更届出……………（下水道局）…九
  - 東京都指定排水設備工事事業者の指定……………（同）…〇
- 正 誤
- 平成二十七年八月十四日付東京都規則第五百五十五

号……………〇

告示

●東京都告示第千三百五十七号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、葛飾区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年九月七日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 測量施行者 葛飾区
- 二 測量の種類 公共測量（四級基準点測量）
- 三 測量の区域 葛飾区青戸八丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十七年八月二十日から平成二十八年三月二日まで

●東京都告示第千三百五十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年九月七日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）
------------	-------	------------	------------------------

法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成二十七年八月十七日	昭島市田中町一丁目四百三十一番四の幅員	延長 二六・一〇
		部及び同番四	五・〇〇
		地先	

●東京都告示第千三百五十九号

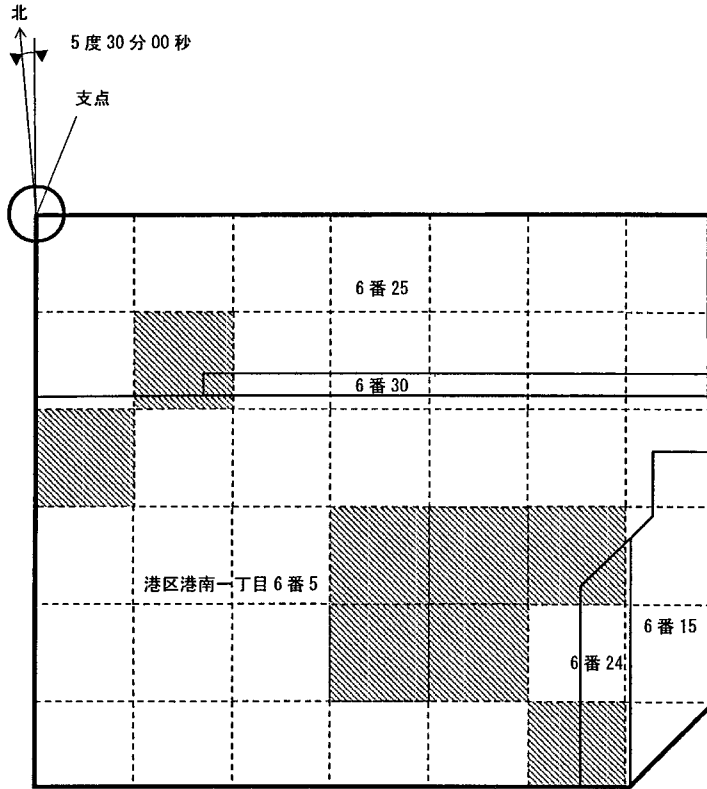
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年九月七日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（港区港南一丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- : 単区區画
- : 筆境界
- : 敷地境界
- ▨ : 形質変更時要届出区域

【支点】

支点は、港区港南一丁目6番25の最北端とする。

【格子の回転角度 (5度30分00秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千三百六十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年九月七日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月七日

東京都知事 舩 添 要 一

一 路線名 瀬田貫井

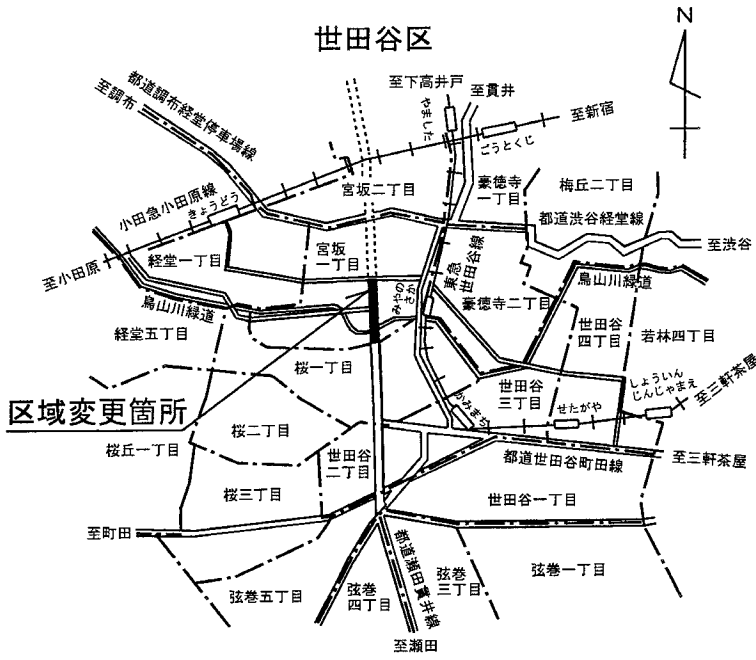
二 変更の区間 世田谷区桜一丁目七百四十六番十地内から同区宮坂一丁目二千四百四十四番十六地先まで

三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道瀬田貫井線区域変更略図

世田谷区桜一丁目～宮坂一丁目



計画線

編入区域

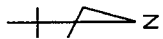
延長 二二七・七七メートル

面積 四、五〇八・七六平方メートル

特別区道

都道

区域変更箇所



世田谷区  
宮坂一丁目

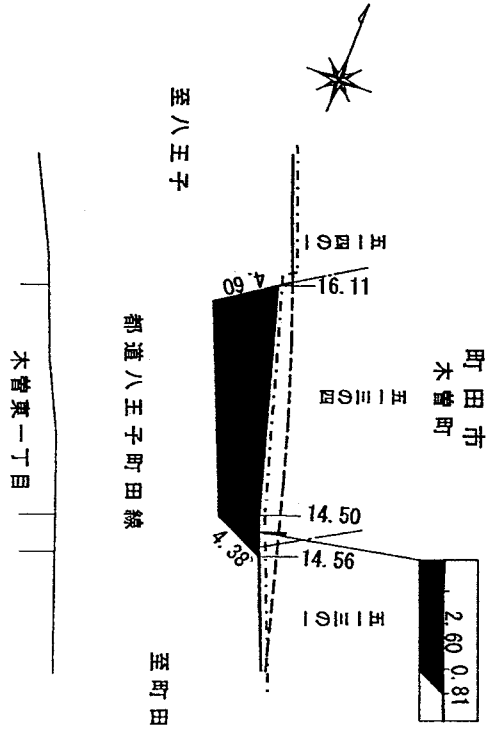
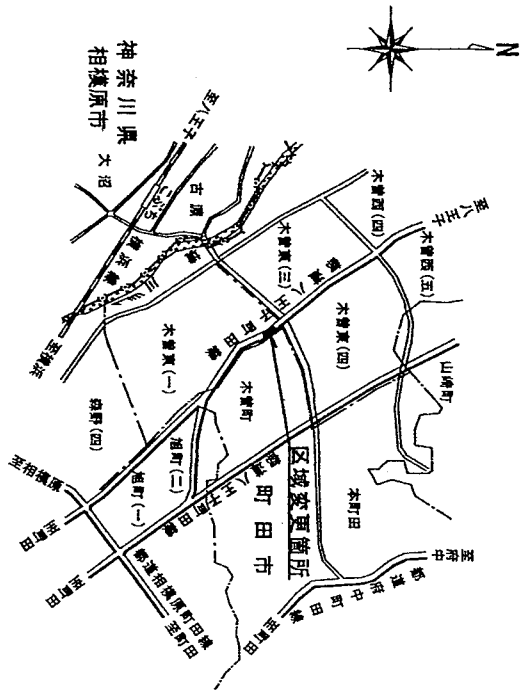


都道瀬田貫井線

●東京都告示第千三百六十一号  
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項  
 の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年九月七日から起算して二  
 週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。  
 平成二十七年九月七日  
 東京都知事 外 添 要 一

- 一 路線名 八王子町田
- 二 変更の区間 町田市木曾町字六号五百十四番一地先か  
ら同所五百十三番一地先まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり



計画線  
 編入区域  
 市道  
 都道  
 延長  
 面積  
 六・八メートル  
 一・〇四メートル

別図  
 都道八王子町田線区域変更略図  
 町田市木曾東一丁目地内

別図

都道青梅日の出線区域変更略図  
西多摩郡日の出町大字大久野地内

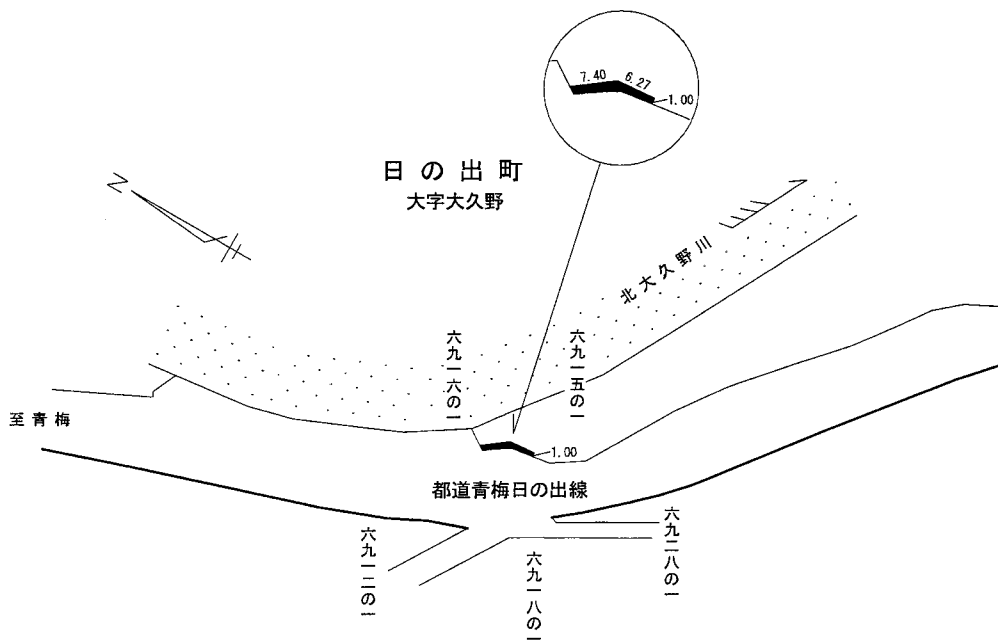
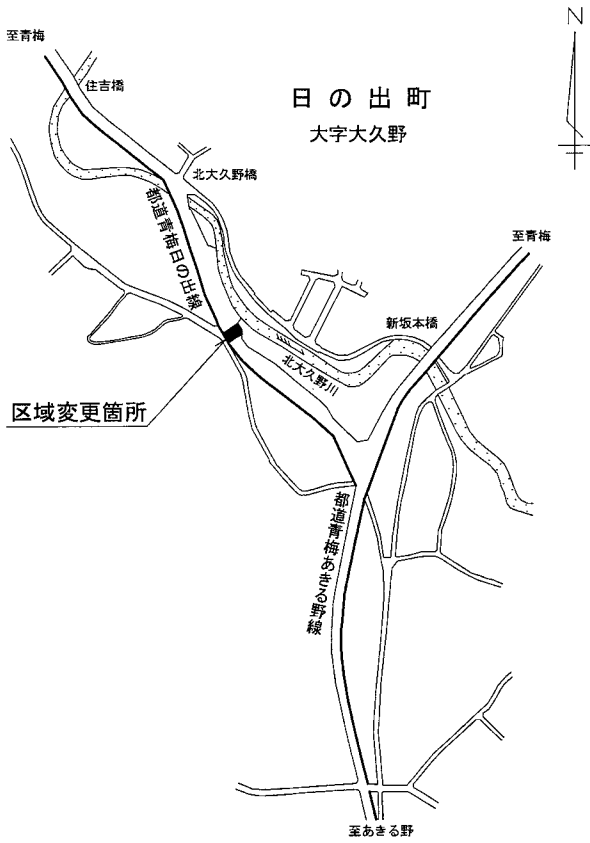
●東京都告示第千三百六十二号  
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成二十七年九月七日から起算して二

週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。  
平成二十七年九月七日  
東京都知事 外 添 要 一  
一 路線名 青梅日の出  
二 変更の区間 西多摩郡日の出町大字大久野六千九百十

三 変更の概要

六番一地先から同所六千九百十五番一地内まで  
別図表示のとおり

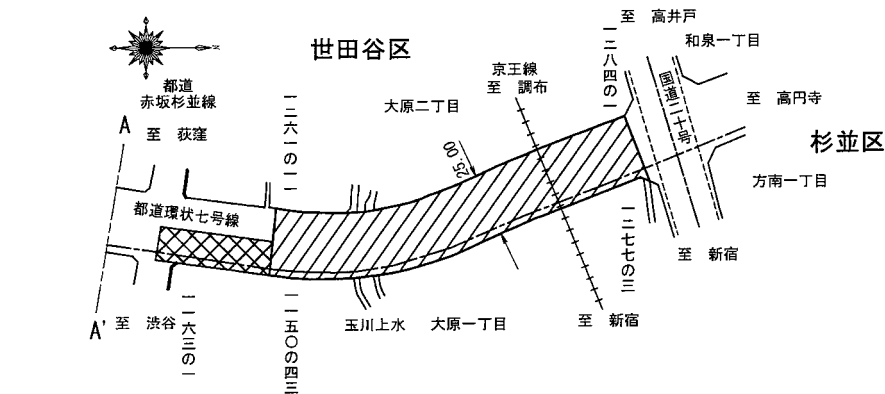
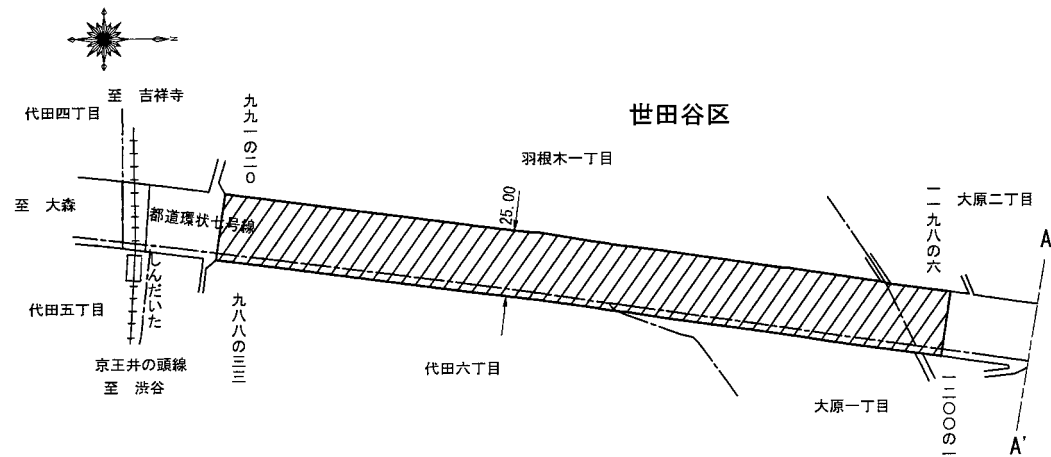
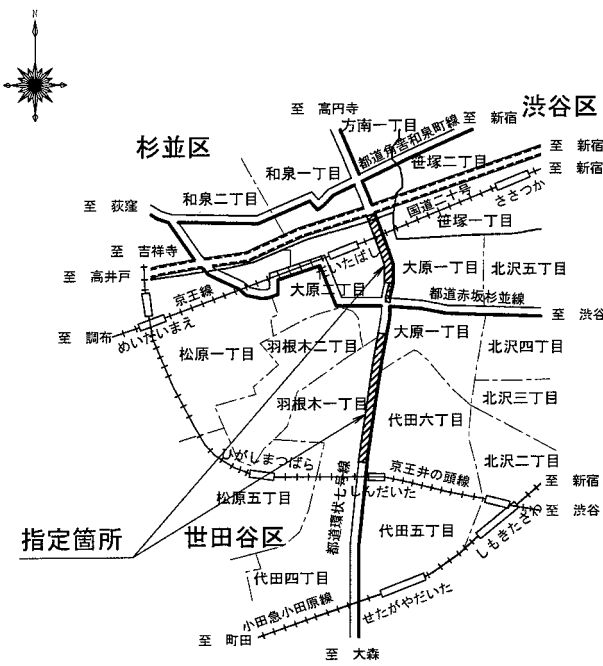
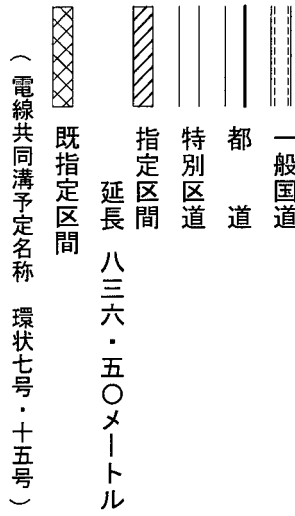
都道  
町道  
編入区域  
延長  
面積  
一三・九一メートル  
一六・五三平方メートル



●東京都告示第千三百六十三号  
 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図  
 都道環状七号線  
 世田谷区羽根木一丁目～大原一丁目



備すべき道路を次のように指定する。  
 平成二十七年九月七日  
 東京都知事 外 添 要 一  
 一 路線名 都道環状七号線

二 指定する区間 世田谷区羽根木一丁目九百九十一番二十地先から同区大原一丁目千二百七十七番三地先まで  
 三 指定の概要 別図表示のとおり

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申

請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に關する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年九月七日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 申請のあった年月日  
平成二十七年六月二十九日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人日本環境倶楽部
- 三 代表者の氏名  
浜口 友一
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都狛江市東和泉四丁目三番三号 ベルンハイム三〇五号室
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、企業および地方自治体、一般市民、分野の専門研究者のネットワークを築き、地球環境問題を解決するための交流、教育、研究、政策支援事業を行い、持続可能な企業経営と、地域の豊かな自然環境の維持・回復による共生環境づくり、そして市民の日常における

ライフスタイル原則づくりに寄与することを目的とする。  
(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日  
平成二十七年七月一日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人やまぼうし
- 三 代表者の氏名  
伊藤 勲
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都日野市多摩平二丁目十二番地の二
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、浅川流域にそった多摩地域を中心に、自然と人が共生できる総合環境のまちづくりの推進を図る事業及び、自立と共生のネットワークづくりを目指すローワールド事業を多摩地区及び北海道富良野を中心に展開するものとする。そのことにより障害者・高齢者や社会的に排除されてきた人々との協働を推進し、コミュニティの活性化を図る事業を行い、もって公益に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

東京都三鷹市下連雀三丁目三十八番四号 三鷹産業プラザ

- 五 定款に記載された目的  
この法人は、シニアを対象として地域社会における自己実現、個人の能力を社会に還元、さらに起業参加を促すため、情報技術を利用したコミュニケーションの場や学習教育環境などのプラットフォームを提供する。地域の公共活動に貢献するための事業にシニアの方々の参加を促し、ひいてはシニアの方々の起業や諸市民活動を支援し、生き生きとした人間性豊かな生活を営める社会の創造に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)
- 一 申請のあった年月日  
平成二十七年七月一日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人難民を助ける会
- 三 代表者の氏名  
志邨 有紀枝
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都品川区上大崎二丁目十二番二号 ミズホビル七階
- 五 定款に記載された目的  
この法人は特定の政治、信条、宗教、思想に偏することなく、世界各地の難民等の自活・自立のために必要な援助・支援その他の国際協力活動を行い、こうした活動の実施を通じ、人類の共存・共栄の理念を普及し、わが国の国際的地位の向上に資することを目的とする。(以

上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年七月二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日韓トンネル研究会

三 代表者の氏名

野澤 太三

四 主たる事務所の所在地

東京都千代田区飯田橋四丁目一番十一号 信濃ビル六階

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民、財界人、政治家に対して、日韓トンネル研究に関する講演会、勉強会、展示会の開催による社会教育事業、アジア各国に於ける物流及び交通政策等に関する調査、研究事業、外国人学者、技術者等との交流会の開催による国際協力事業等を行い、科学技術の振興、経済の活性化、国際平和に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の仮認定について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十八条第一項に規定する特定非営利活動法人の仮認定をしたので、同法第六十二条において準用する同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年九月七日

東京都知事 舛 添 要 一

一 名称

特定非営利活動法人東久留米市体育協会

二 代表者の氏名

寺本 亮洞

三 主たる事務所の所在地

東京都東久留米市大門町二丁目十四番三十七号 東久留米市スポーツセンター内

四 仮認定の有効期間

平成二十七年八月十一日から平成三十年八月十日まで

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十七年九月七日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一

号)に到着するように提出してください。

平成二十七年九月七日

東京都知事 舛 添 要 一

一 店舗名

洪谷駅前共同ビル

二 店舗所在地

渋谷区神南一丁目二十三番十号

三 設置者名

東京急行電鉄株式会社ほか三名

四 設置者住所

渋谷区南平台町五番六号ほか

五 変更前の小売業者の氏名又は名称

青山商事株式会社ほか三十七名

六 変更後の小売業者の氏名又は名称

青山商事株式会社ほか三十六名

七 変更を行った小売業者の氏名又は名称

神戸レザークロス株式会社ほか一名

八 変更前の小売業者の住所

渋谷区道玄坂一丁目七番四号 スクエアB渋谷五階(神戸レザークロス株式会社)ほか

九 変更後の小売業者の住所

渋谷区道玄坂一丁目十番五号 渋谷プレイス二階(神戸レザークロス株式会社)ほか

十 変更日

平成二十六年十二月二十二日ほか

十一 届出日

平成二十七年四月二十八日

十二 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一

十三 縦覧期間

平成二十七年九月七日から平成二十八年一月七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十四 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名

品川ランド commons

二 店舗所在地

港区港南二丁目十六番一号ほか

三 設置者名

三井住友信託銀行株式会社ほか四



<p>四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目四番一号ほか</p>	<p>一 店舗名 六本木ヒルズABC街区</p>	<p>時までを除く。</p>
<p>五 変更を行った設置者名 キヤノンマーケティングジャパン株式会社</p>	<p>二 店舗所在地 港区六本木六丁目十番一号ほか</p>	<p>東京都指定排水設備工事事業者の変更届出について</p>
<p>六 変更前の設置者の代表者名 川崎 正己</p>	<p>三 設置者名 三菱UFJ信託銀行株式会社ほか五名</p>	<p>東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第六条の規定に基づき、東京都指定排水設備工事事業者から次のように変更の届出があったので、同規程第七条の規定により公告する。</p>
<p>七 変更後の設置者の代表者名 坂田 正弘</p>	<p>四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目四番五号ほか</p>	<p>平成二十七年九月七日 東京都下水道局長 石原清次</p>
<p>八 変更前の小売業者の氏名又は名称 コネクシオ株式会社ほか九名</p>	<p>五 変更前の小売業者の氏名又は名称 ファイテン株式会社ほか九十七名</p>	<p>一 事業所の所在地を変更した事業者</p>
<p>九 変更後の小売業者の氏名又は名称 コネクシオ株式会社ほか八名</p>	<p>六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社榎出版社ほか九十三名</p>	<p>受理年 指定番号 商号又は名称 新事業所所在地 旧事業所所在地</p>
<p>十 変更を行った小売業者の氏名又は名称 キヤノンマーケティングジャパン株式会社</p>	<p>七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 アデイダスジャパン株式会社ほか十六名</p>	<p>平成二 四七八二 有限会社 稲城市百村 稲城市矢野 十七年 佐藤工業 五百九十七 口二千八百 六月二 日 番地の二 四十九番地 の一</p>
<p>十一 変更前の小売業者の代表者名 川崎 正己</p>	<p>八 変更前の小売業者の住所 新宿区矢来町七十七番地(アデイダスジャパン株式会社)ほか</p>	<p>同月十 四六六四 株式会社 江戸川区平 井三丁目二 二日 ライフラ 井四丁目十 六番十七号 十一番十四号</p>
<p>十二 変更後の小売業者の代表者名 坂田 正弘</p>	<p>九 変更後の小売業者の住所 港区六本木一丁目九番十号 アークヒルズ仙石山森タワー(アデイダスジャパン株式会社)ほか</p>	<p>同月十 四九七一 株式会社 板橋区東新 板橋区小茂 八日 貫井工業 町二丁目四 根二丁目四 番十三号</p>
<p>十三 変更日 平成二十七年三月二十六日</p>	<p>十 変更前の小売業者の代表者名 三宅 孝彦(株式会社サンエー・インターナショナル)ほか</p>	<p>同日 五〇〇三 株式会社 練馬区下石 練馬区石神 同日 岩本設備 神井二丁目 井台三丁目 十四番十四号 五番十号</p>
<p>十四 届出日 平成二十七年五月十三日</p>	<p>十一 変更後の小売業者の代表者名 押木 源弥(株式会社サンエー・インターナショナル)ほか</p>	<p>同日 栗原ハイツ 一〇二</p>
<p>十五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>十二 変更日 平成二十七年二月十六日ほか</p>	<p>同日 明孝設備 小平市上水 小平市仲町</p>
<p>十六 縦覧期間 平成二十七年九月七日から平成二十八年一月七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>十三 届出日 平成二十七年五月二十五日</p>	<p>同日 四四〇六 本町一丁目 二百七十二</p>
<p>十七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>同日 五〇〇三 株式会社 練馬区下石 練馬区石神 同日 岩本設備 神井二丁目 井台三丁目 十四番十四号 五番十号</p>

同月二 十二日	五二二八	有限会社 アルファ 技建サー ビス	十七番六号 足立区西新 井五丁目四 十二番二十 号	足立区西新 井本町五丁 目十二番十 九号
同月二 十五日	四五五一	株式会社 神田設備 工業	中野区上鷲 宮三丁目八 番四十二号 一C	中野区上鷲 宮二丁目四 番一号 マ インドチャ ージパレス 二三〇五
同月二 十六日	〇〇七三	株式会社 城口研究 所	千代田区鍛 冶町一丁目 五番七号	千代田区神 田多町二丁 目九番地二
平成二 十七年 六月二 十九日	四四九〇	中設有限 会社	有限会社進 ・中村設備	江戸川区北 葛西二丁目 十六番八号
三 代表者を変更した事業者				
受理年 月日	指定番号	商号又は 名称	新代表者名	旧代表者名
平成二 十七年 六月三 日	一五九二	株式会社 キャプテ イ	青沼 光一	板澤 幹雄
同日	四四九一	有限会社 茂呂設備 工業	茂呂 秀子	茂呂 栄三
同日	一八〇一	株式会社 テクノ菱 和東京本 店	知見 扶公	黒田 英彦

同月十  
六日

同月二  
十二日

同月二  
十二日

有限会社  
増根住設  
東京支店

和  
田 智之  
岡内 猛

有限会社  
アルファ  
技建サー  
ビス

東京都市指定排水設備工事事業者の指定について  
東京都下水道条例(昭和三十四年東京都条例第八十九号)第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第七条の規定により公告する。

平成二十七年九月七日

東京都下水道局長 石原清次

一 指定した事業者

指定番号 商号又は名称 代表者 事業所所在地

五二七七 株式会社 手塚 正人 足立区入谷三丁目十  
手塚工業 四番二十号

五二七八 岸設備工 渡會 祐野 北区王子三丁目十一  
業 番十二号 ベルファ  
ーム一〇二号

二 指定年月日

平成二十七年七月十六日

正 誤

〇平成二十七年八月十四日付東京都規則第百五十五号  
ページ一段一行一 誤 一 正

同部清掃費の款 収集作業費の項 中「2.382」を 「2.079」に、 「0.919」を 「0.929」に、 「平成21年」を 「平成24年」に 改め、同款収集 車両費の項中 「2.382」を 「2.079」に、 「0.919」を 「0.929」に	同部清掃費の款 収集作業費の項 及び収集車両費 の項 中 「2.382」を 「2.079」に、 「0.919」を 「0.929」に、 「平成21年4月 1日」を「平成 24年4月1日」 に、「平成21年 度」を「平成24 年度」に
後から 一一 「1.626」を 「1.620」に、 「0.700」を 「0.702」に	「1.605」を 「1.620」に、 「0.704」を 「0.702」に

行 東 京 都 本 号 三〇円  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 一箇月 六、六〇〇円  
郵便番号 163-8001  
印刷所 勝美印刷株式会社  
電話 〇三(三三二二)一一一一(代) 東京都文京区白山二丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代) 郵便番号 113-0001